

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年2月10日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「冬季整備中である野球場の休館日にグラウンドゴルフをやっており、利用しているのは」「自治会の同好のひとたちである。野球場の利用料金は1時間につき1300円であるが管理をしている指定管理者は彼らから利用料金をとっていない」と述べ、「指定管理者の行為は《施設の私物化に該当》するのではないか、《横浜市に損失がでている》」と主張しています。

しかし、当該行為は当該公園の指定管理者・特定事業者の行為であり、住民監査請求の要件である横浜市の執行機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実について摘示したものは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。